

西田成希税理士事務所

〒659-0053
 芦屋市松浜町 6-14-2
 Tel : 090-7490-7396
 Fax : 0797-78-6488



事務所だより7月号

盛夏の候、皆様におかれましては、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

6月は雨も降りましたが、暑い日も多かったですね。すでに猛暑日を記録しています。雨のせいか車があまりにも汚いので、洗車をしようとタイヤを見ると写真の通りタイヤの表面が剥がれています。もうすぐ車検、車に乗る日もある、「ヤバイ！」と慌てて一番近い自動車用品店にタイヤ交換へ。道中、車がガタガタ揺れます。バーストしたらどうしよう、と制限速度以下での運転です。後続車の方、ご迷惑をおかけしました m(_ _)m。



タイヤも値上げで高くなっているのだろう、と心配でしたが、店員さんが国産のプライベートブランドを勧めてくれて即決。タイヤのこだわりはないので値段、性能とも満足です。

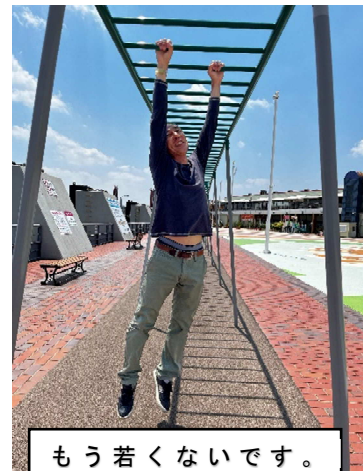
今回行ったショッピングモールは、遠くはないのですが、これで2回目です。何か面白いものはあるかなと眺めてみると、駐車場の端から端まで波打つものが。もしかして雲梯？それにしても異様に長い！それもそのはず、世界一長い雲梯として『ギネス認定』されています。こんなのを見たら「やってみたくなる」のが男の子（？何歳やねん！）。早速挑戦です。

いやぁ歳ですね。お腹まで見せて頑張りましたが、進んだのは5ステップくらい。手も痛くなり、我慢できずにすぐ落下。重力の強さ（自分の体の重さです…(T_T)）を実感しました。私が雲梯から落下するのを見てニュートンは重力を発見してくれるのでしょうか(>_<)。

タイヤの表面が剥がれています。

そんなこんなをしながら 1 時間ほどでタイヤ交換も終了。これで車検も大丈夫でしょう（古い車なので他の問題が出るかもしれませんが）。

では、事務所だより 7 月号をお送りします。6 月 15 日に新型コロナウイルスに罹った人がいます。5 類になったといってもウイルスがなくなったわけではないのでご注意ください。



もう若くないです。



期 限	項 目
7月10日	<input type="checkbox"/> 6月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付 （年2回納付の特例適用者は1月から6月までの徴収分を7月10日までに納付）
7月18日	<input type="checkbox"/> 所得税の予定納税額の減額申請
7月31日	<input type="checkbox"/> 所得税の予定納税額の納付(第1期分)
	<input type="checkbox"/> 5月決算法人の確定申告 <法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税>
	<input type="checkbox"/> 2月、5月、8月、11月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告 <消費税・地方消費税>
	<input type="checkbox"/> 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告 <消費税・地方消費税>
	<input type="checkbox"/> 11月決算法人の中間申告 <法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税>(半期分)
	<input type="checkbox"/> 消費税の年税額が400万円超の2月、8月、11月決算法人の3月ごとの中間申告 <消費税・地方消費税>
	<input type="checkbox"/> 消費税の年税額が4,800万円超の4月、5月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告(3月決算法人は2ヶ月分) <消費税・地方消費税>
	<input type="checkbox"/> 固定資産税(都市計画税)の第2期分の納付(7月中において市町村の条例で定める日)

☆ インボイス制度の復習(2)

前回は、インボイス制度の売上についての注意点を再度確認しましたが、今回は仕入や経費についてです。

まず、全体の話として、インボイス制度における適格請求書等保存方式の下では、原則として、一定の事項が記載された帳簿及び請求書等につき、課税期間の末日の翌日から2月を経過した日から7年間の保存が仕入税額控除の要件となります。

保存する書類に記載が必要な具体的な内容は、

- ① 課税仕入れの相手方の氏名又は名称
- ② 課税仕入れを行った年月日
- ③ 課税仕入れに係る資産又は役務の内容（軽減対象資産の譲渡等に係るものである旨）
- ④ 課税仕入れに係る支払対価の額

となります。相手先が、適格請求書発行事業者であれば、もらった請求書に上記の内容が記

載されているはずですので、請求書を保存しておけば大丈夫です。

上記の記載事項については、区分記載請求書等保存方式から変更はなく、課税仕入れの相手方の氏名又は名称については、課税仕入れの相手方が特定できる場合、屋号や省略した名称などの記載や、取引先コード等の記号・番号等による表示でもかまいません。

その他、商品コード等の記号・番号等による表示でもかまいませんが、この場合であっても、課税資産の譲渡等であるのか、また、軽減対象資産の譲渡等に係るものである場合は、その判別が明らかである必要があります。

軽減対象資産の譲渡等に係るものである旨については、税区分欄を設けずに、軽減税率対象品目に「※」や「☆」等の記号を記載して、その記号が軽減税率対象品目を示すことを欄外などに記載することで明らかにする方法もあります。

なお、現行（区分記載請求書等保存方式）では、仕入先から交付された請求書等に「軽減税率の対象品目である旨」や「税率ごとに区分して合計した税込対価の額」の記載が無い場合は、これらの項目に限って、請求書等をもらった事業者自らが、その取引の事実に基づいて追記することができますが、適格請求書等保存方式の開始後は、このような追記をすることはできませんので、改めて相手先に適格請求書を発行してもらう必要があります。

今までお知らせしてきた通り、消費税について、買い手側で仕入税額控除をするためには、適格請求書が必要となります。下記の点、自社の取引について確認してみてください。

□ 自社の仕入れ・経費についてインボイス（適格請求書）が必要な取引か検討

- ・継続的でないような一度きりの取引、少額な取引についても原則としてインボイスの保存が仕入税額控除の要件となります。
- ・3万円未満の公共交通機関や従業員に支払う日当や出張旅費、通勤手当などインボイスの保存が不要となる特例もあります。ただし、帳簿にその旨を記載する必要があります。
- ・令和5年改正により1万円未満（税込・1枚の領収書につき）の取引については、帳簿に記載することで適格請求書の保存が不要となっていますが、これは、令和11年9月30日までの時限措置です。令和11年10月1日以降は、少額の取引であっても仕入税額控除をするためには、適格請求書の保存が必要となりますので、お気を付けください。

□ 継続的な取引については、仕入先から受け取る請求書等が記載事項を満たしているか確認し、必要に応じて仕入先とも相談

- ・仕入先がインボイス発行事業者の登録を受けるかどうか事前に確認しましょう。
- ・何がインボイスとなるかについて、仕入先との間で認識を統一しておくことが重要です。
- ・必要に応じて価格の見直し等を相談しましょう。また、価格の見直し等の相談を受けることもあります。
- ・特に小規模な事業者との取引については、ご注意ください。下請法の観点から法律違反となる可能性もあります。

□ 受け取った請求書等をどのように保存・管理するか検討

- ・請求書を、登録番号のありなしで区分して管理できるようにすることが非常に重要です。

- ・免税事業者からの課税仕入れに係る経過措置（80%・50%控除）の適用を受けるには、区分記載請求書の保存が必要です。
- ・電子帳簿保存法のスキャナ・スマホ保存も検討しましょう。

□ 帳簿への記載方法や仕入税額の計算方法を検討

- ・インボイス制度の開始後も帳簿の記載事項は原則変わりませんが、下記の通り、記載事項が増えることの方が多くなります。
- ・インボイス保存不要な特例（3万円未満の交通費や1万円未満の少額取引など）や免税事業者からの課税仕入れに係る経過措置の適用を受ける場合、その旨の記載が必要です。
- ・帳簿への記載について体制が整っているかどうか検討してください。

☆ AIが電話で税金の督促

東京・港区は4月中旬、AI（人工知能）による住民税の督促の取り組みを始めました。未納者に対して人工音声による電話を自動的にかけ、相手の反応があれば督促の案内をするというものです。同区では住民税の未納が約20億円にも上るといい、週末や夜といった業務時間外にも督促の電話をかけることで納付率の向上につなげたい狙いがあります。

港区はこのほどホームページ上で、「納期限までに住民税の納付が確認できない方や事業者等に対して、AIによる、納税案内電話を実施します」とのお知らせを公表しました。特別区民税・都民税のある区民や事業者を対象に、土日・祝日を含む午前8時半～午後10時に督促の電話をかけるそうです。

電話では、まず人工音声によって「〇〇様の電話でお間違えないでしょうか」と呼び掛け、相手が「はい」と答えると、住民税の未納があることを知らせ、納付を呼びかけます。一方、相手が「いいえ」と答えたり返答を認識できなかったりすると、自動的に電話が切れる仕組みとのことです。

同区では住民税の未納が深刻で、2022年度には約20億円に上りました。これまでは人力で督促の取り組みをしていましたが、平日の日中は不在だったり働いていて電話が取れなかったりする納税者が多く、作業が大きな負担となるにもかかわらず効率が悪かったそうです。AIの利用によって、人件費を抑えながら効率的に督促することが可能となります。

区では年間4万件の電話をかけることを見込み、成果次第で受け答えのパターンなどを増やしていくことも検討するとしています。なおホームページには着信時に通知される番号が公開されています。

しかし、特殊詐欺の問題があります。最近では、税務署を名乗って還付金がある旨を電話連絡し、口座番号などのデータを詐取する方法が横行しています。上記は納付ですので、還付とは違いますが、特殊詐欺との混同が心配ですね。上手くいくのでしょうか(^_^;)。